

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 12 日（火）第2888号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 争議行為の予告 (雇用労政課取扱い) 5
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (12件) (畜産課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 10

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 11
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 11

## 公 安 委 員 会 告 示

## 告 示

## 鹿児島県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡肝付町岸良字港1729番1, 1729番4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カラーズ訪問介護事業所	奄美市名瀬井根町9番1号	株式会社カラーズ	奄美市名瀬井根町9番1号	村山 智康	平成25年2月20日	訪問介護

#### 鹿児島県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カラーズ訪問介護事業所	奄美市名瀬井根町9番1号	株式会社カラーズ	奄美市名瀬井根町9番1号	村山 智康	平成25年2月20日	介護予防訪問介護

#### 鹿児島県告示第249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
社会医療法人義順顕彰会田上病院	西之表市西之表7463番地	平成24年10月1日	精神通院医療
屋久島町栗生診療所	熊毛郡屋久島町栗生1743番地	平成24年10月1日	精神通院医療
社会医療法人義順顕彰会田上診療所	熊毛郡中種子町野間5306番地11	平成24年10月1日	精神通院医療
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	平成24年10月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588	平成24年10月1日	精神通院医療
パナウル診療所	大島郡与論町那間2747番地1	平成24年10月1日	精神通院医療
医療法人沖縄徳洲会与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403-1	平成24年10月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会奄美病院	奄美市名瀬浜里町170番地	平成24年10月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28-1	平成24年10月1日	精神通院医療
むかいクリニック	奄美市名瀬小浜町24番10号	平成24年10月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会きよらクリニック	奄美市名瀬入舟町4番1号	平成24年10月1日	精神通院医療

ささはらメンタルクリニック	奄美市名瀬伊津部町16番7号	平成24年 10月1日	精神通院医療
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	平成24年 10月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会徳之島病院	大島郡徳之島町亀津5190番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
医療法人碩済会大島保養院	大島郡瀬戸内町阿木名65番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
奄美医療生活協同組合徳之島診療所	大島郡徳之島町亀津7554番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16-5	平成24年 10月1日	精神通院医療
大蔵医院	大島郡知名町知名16-2	平成24年 10月1日	精神通院医療
東天城クリニック	大島郡徳之島町花徳787-3	平成24年 10月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第250号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
のぞみ薬局	西之表市西之表7465番地10	平成24年 10月1日	精神通院医療
新星薬局松島店	西之表市西之表7465-5	平成24年 10月1日	精神通院医療
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉14243番地 3	平成24年 10月1日	精神通院医療
調剤薬局風林堂	熊毛郡屋久島町栗生字南吉元 1751番地5	平成24年 10月1日	精神通院医療
のぞみ薬局中種子店	熊毛郡中種子町野間5306番地 15	平成24年 10月1日	精神通院医療
古仁屋調剤薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊5 -5	平成24年 10月1日	精神通院医療
マリン薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井 西17-7	平成24年 10月1日	精神通院医療
南部調剤薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋松江17 番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
オキシマ薬局	奄美市名瀬伊津部町32番31号	平成24年 10月1日	精神通院医療
三洋薬局	奄美市名瀬末広町8-17	平成24年 10月1日	精神通院医療
ながはま調剤薬局	奄美市名瀬長浜町18-19	平成24年 10月1日	精神通院医療
シダマ調剤薬局	奄美市名瀬幸町20番6号	平成24年 10月1日	精神通院医療
有限会社ムラタ薬局	奄美市名瀬石橋町17番1号	平成24年 10月1日	精神通院医療

有限会社平井薬局	奄美市名瀬鳩浜町322番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
ムラタ薬局久里店	奄美市名瀬久里町16番40号	平成24年 10月1日	精神通院医療
有限会社伊津部薬局小浜店	奄美市名瀬小浜町24番13号	平成24年 10月1日	精神通院医療
あさひ龍生堂薬局	奄美市名瀬朝日町14-13	平成24年 10月1日	精神通院医療
有限会社ひまわり薬局	奄美市名瀬金久町4番11号	平成24年 10月1日	精神通院医療
株式会社大島調剤薬局	奄美市名瀬真名津町6番3号	平成24年 10月1日	精神通院医療
スマイル薬局	奄美市名瀬伊津部町16番13号	平成24年 10月1日	精神通院医療
鳩浜調剤薬局	奄美市名瀬鳩浜町71番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
すみよう薬局	奄美市住用町西仲間69番地	平成24年 10月1日	精神通院医療
のぞみ薬局公立病院前店	熊毛郡南種子町中之上1700-156	平成24年 10月1日	精神通院医療
中江薬局	奄美市名瀬長浜町21-11	平成24年 10月1日	精神通院医療
有限会社ムカイ向井薬局	奄美市名瀬真名津町5番6号	平成24年 10月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第251号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
NPO法人肝属調剤薬局 肝属郡錦江町神川175-1	名称	鹿児島県薬剤師会会営肝属調剤薬局	NPO法人肝属調剤薬局	精神通院医療
三井調剤薬局寿店 鹿屋市寿三丁目11番29号	所在地	鹿屋市寿七丁目12番6号	鹿屋市寿三丁目11番29号	精神通院医療
おぐらリハビリテーション病院 鹿屋市笠之原町27番22号	名称	小倉リハビリテーション病院	おぐらリハビリテーション病院	精神通院医療
崎山調剤薬局 鹿屋市上谷町11214番地11	所在地	鹿屋市上谷町11214番9号	鹿屋市上谷町11214番地11	精神通院医療
きりん薬局 薩摩郡さつま町柏原2883番地12	所在地	薩摩郡さつま町西新町19番地7	薩摩郡さつま町柏原2883番地12	精神通院医療
まさの薬局 南九州市穎娃町郡1550-2	名称	スーパードラッグイレブン えい店まさの薬局	まさの薬局	精神通院医療
みどり明星クリニック	名称	輝北みどり診	みどり明星ク	精神通院医療

鹿屋市輝北町市成2119番地2		療所	リニック	
さと薬局 伊佐市大口里358番地1	所在地	伊佐市大口里 358番地3	伊佐市大口里 358番地1	精神通院医療
医療法人桃凜会国分メンタルクリニック 霧島市国分府中町35番50号	名称	国分メンタル クリニック	医療法人桃凜 会国分メンタル クリニック	精神通院医療
本町薬局 阿久根市高松町36番地	所在地	阿久根市高松 町30番地	阿久根市高松 町36番地	精神通院医療
クオラククリニックせんだい 薩摩川内市宮崎町3000番地	名称	クオラククリ ニック	クオラククリ ニックせんだい	精神通院医療
株式会社中村五郎薬局 出水市明神町387	名称	中村五郎薬局	株式会社中村 五郎薬局	精神通院医療
しらかわ薬局荒田店 鹿児島市荒田一丁目45-7	所在地	鹿児島市荒田 一丁目34-14	鹿児島市荒田 一丁目45-7	精神通院医療
しんやしき薬局 鹿児島市新屋敷町2番5号 村野タイルビル1F	名称	南九州調剤薬 局新屋敷店	しんやしき薬 局	精神通院医療
医療法人野間ロクリニック 鹿児島市小川町22-6	名称	野間ロクリ ニック	医療法人野間 ロクリニック	精神通院医療
ゆうゆう薬局上町店 鹿児島市下竜尾町1番10号	名称	上町薬局	ゆうゆう薬局 上町店	精神通院医療
イブスキ薬局 指宿市湊一丁目9-14	所在地	指宿市湊一丁 目9-10	指宿市湊一丁 目9-14	精神通院医療
三洋薬局 奄美市名瀬末広町10-1	所在地	奄美市名瀬末 広町8-17	奄美市名瀬末 広町10-1	精神通院医療
やまのうち薬局 曾於市大隅町下窪町101番地	名称	スーパードラ ッグイレブン 岩川店やまの うち薬局	やまのうち薬 局	精神通院医療

### 鹿児島県告示第252号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成25年2月27日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長寺園通江から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 事件

- (1) 賃上げ及び一時金
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

#### 2 争議行為の日時

平成25年3月14日（木）午前8時以降、問題の完全解決の日まで

#### 3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

#### 4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。

### 鹿児島県告示第253号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
鹿児島市（旧喜入町）、指宿市、さつま町（旧宮之城町）、霧島市（旧国分市、旧隼人町）、志布志市（旧有明町）、鹿屋市（旧吾平町）、東串良町、南種子町その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めた区域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第254号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第255号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌の軽種馬、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

## 鹿児島県告示第256号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
細菌学的検査、血清学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

## 鹿児島県告示第257号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

## 鹿児島県告示第258号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
(1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

(2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第259号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏，あひる，うずら，七面鳥，キジ，ダチョウ及びホロホロ鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（ダチョウについては，10羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第260号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，蜜蜂の腐蛆病<sup>そし</sup>の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され，転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査，細菌学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第261号**



家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病，チュウザン病，アイノウイルス感染症，イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県内で飼育している越冬していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法  
中和試験，酵素免疫測定法，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

#### 鹿児島県告示第262号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，雄牛のブルセラ病，結核病，牛カンピロバクター症及びトリコモナス病，供卵牛の結核病，種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛
- 2 検査の方法  
ブルセラ病にあつては凝集反応検査，酵素免疫測定法，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，結核病にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査，牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法，培養検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス病にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

#### 鹿児島県告示第263号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚コレラの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種類  
豚
- (2) 範囲  
県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法  
酵素免疫測定法, 中和試験, その他必要な検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第264号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 種付けの用に供し, 又は供する目的で飼育している雄牛
  - (2) 搾乳の用に供し, 又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛
  - (3) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの
- 2 検査の方法  
予備的抗体検出法, 酵素免疫測定法, リアルタイムPCR法, ヨーニン検査, 細菌検査, 疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

**鹿児島県告示第265号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾8471番8地先から同市穎娃町別府字大迫平8570番2地先まで	前後	6.2~12.3 11.3~31.4	404.7 399.7

**鹿児島県告示第266号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾8471番8地先から同市穎娃町別府字大迫平8570番2地先まで	平成25年3月12日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
日置市伊集院町猪鹿倉字北田良迫461番1，462番1，463番1，463番2，464番1，465番，466番，467番，468番，469番，471番3及び465番地先水路の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 日置市伊集院町猪鹿倉字北田良迫463番1の一部，463番2の一部，464番1の一部，465番の一部，466番の一部，467番の一部，468番の一部，469番の一部及び465番地先水路の一部  
公園 日置市伊集院町猪鹿倉字北田良迫465番の一部，467番の一部及び468番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
日置市伊集院町大田7番地  
株式会社ウエダ開発  
代表取締役 植田利一

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南九州市川辺町平山字鷹取6684番，6685番，6691番1，6692番1，6693番1，6695番1，6695番2，6696番，6697番，6685番地先水路の一部，6693番1地先里道の一部及び6695番1地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
新潟市南区清水4501番地1  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧雄一郎

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年3月12日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ攻殻機動隊草薙ver.L1	株式会社オッケー.	2P1269
ぱちんこ遊技機	CR戦国乙女3H9AY	株式会社平和	3P0021
ぱちんこ遊技機	CR戦国乙女3M9AY	株式会社平和	3P0034
ぱちんこ遊技機	CR綱取物語9AU	株式会社平和	3P0059
ぱちんこ遊技機	CRA不思議のダンジョン 風来のシレンFPW	株式会社藤商事	3P0036
ぱちんこ遊技機	CRゲゲゲの鬼太郎 地獄からの使者 FPF	株式会社藤商事	3P0058
ぱちんこ遊技機	CRデジハネ神獣王STV	サミー株式会社	3P0067
回胴式遊技機	キャッツアイコレクション奪還作戦A2	株式会社オリンピア	2S1464